

目標（４）計画の推進

目標（４）計画の推進

1 推進体制

施策の方向	①全庁体制での取組
-------	-----------

施策の方向 ①全庁体制での取組

行政には、人権と関係のない部局はありません。あらゆる部局は市民の権利と密接に関係のある業務を行っており、公務の遂行に当たっては、一人一人の職員が人権尊重を基本とする認識・姿勢を持たなければなりません。

このような認識も踏まえて本行動計画の積極的な推進を図るため、市長を本部長とする「野田市人権施策推進本部」を中心として、全庁体制で相互に連携を密にしながら、法改正や状況の変化を見据えつつ、取組を進めます。

2 関係機関・団体との連携

施策の方向	①関係機関・団体との連携
-------	--------------

施策の方向 ①関係機関・団体との連携

本行動計画の推進に当たっては、施策の性格として広域的な展開が求められるものについては、国（法務省の地方機関としての地方法務局）、県、近隣市と連携をとりながら取り組むこととし、「千葉県市町村人権施策連絡会」における情報交換や合同研修会などの場を活用します。

また、現在、「柏人権擁護委員協議会野田部会」、「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」などの人権関係者、企業のほか、ボランティア団体など市民団体やNPOなどとの協力連携により、様々な機会を利用して積極的に啓発事業を進めているところですが、今後も、人権や福祉について先進的な取組を

している団体や関係者などの情報を集め、新たな連携の検討や人権教育・啓発の手法の研究に努めます。

また、「公益財団法人人権教育啓発推進センター」の人権ライブラリー、人権啓発指導者養成講座などを積極的に利用するとともに、「一般社団法人千葉県人権啓発センター」の情報誌や講演会により千葉県内の人権に関する情報を得ていきます。

3 人権施策の周知及び人権教育・啓発の推進

施策の方向	①誰もが分かりやすい言葉での教育・啓発
	②誰もが受け入れやすく興味を持てる教育・啓発
	③様々な機会を利用した教育・啓発

本行動計画は、「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言」の推進を目指し、野田市として市民ぐるみで取り組むための行動指針であり、市民が講演会などの事業・施策に積極的に参画し、また、人権施策に関する事業を必要に応じて利用できるよう周知に努めることが大切です。

「人権意識調査」では、「市では人権についての理解を深めていただくために様々な取組を進めていますが、「あなたは、今後どのような取組を充実させていくべきだと思いますか」という問いでは、「学校や地域における人権教育の充実」が 22.7%と一番多く、次いで「市報や市ホームページでの啓発情報の充実」が 16.0%、「人権に関する相談体制の充実」が 13.3%」となっており、学校や地域における人権教育の必要性や啓発活動の充実などが求められています。

（参照：P25（問37）のグラフ）

市では、今後も幅広い層の市民が事業・施策に参画し、また利用できるよう、市報やホームページなどを通じて積極的なPRを行い、資料や情報の提供に努めます。

本行動計画に盛り込まれた事業・施策を効果的に推進するためには、市民一人一人が自分自身や他の人の人権の大切さや、人権にかかわる各種の課題について正しく理解することが必要です。このため、人権教育・啓発を行うに当たって、次の点に留意しながら進めます。

施策の方向 ①誰もが分かりやすい言葉での教育・啓発

教育・啓発の対象者は全市民であり、子どもじんけん映画会や人権出前講座などを通じて、多様な年齢や職業の市民一人一人の生活の中に人権意識が根付くことを目標に、明確かつ簡易な表現での情報発信に努めます。

施策の方向 ②誰もが受け入れやすく興味を持てる教育・啓発

児童・生徒に向けた教育読本の作成などに当たっては、本行動計画の目的と内容を踏まえるとともに、それぞれの段階で興味を持て、気軽に読んでもらえるよう工夫をします。

また、講演会や講座などについては、より多くの市民が参加できるよう、一般向け講演会及び出前講座を実施しますが、更に内容を工夫します。

施策の方向 ③様々な機会を利用した教育・啓発

野田市では様々な行事が開催されており、これらの機会を利用して、特定の人々や団体だけでなく、これまで人権問題に関心のなかった人も教育・啓発事業に参加できるように工夫し、あらゆる人々がそれぞれの認識や理解に応じて人権意識を高めていけるよう努めます。

また、「柏人権擁護委員協議会野田部会」との連携により、特設の人権相談コーナーを設けるなどの手法により相談窓口と人権擁護委員の活動について一層の周知を図ります。

4 計画のフォローアップ及び見直し

施策の方向	①野田市人権施策推進本部による進行管理
	②野田市人権施策推進協議会への報告及び諮問

施策の方向 ①野田市人権施策推進本部による進行管理

本行動計画の事業・施策が適切に推進されているか、また効果を上げているかという点について定期的にフォローアップをしていくため、施策体系に基づき「野田市人権施策推進本部」が進行管理を行います。

施策の方向 ②野田市人権施策推進協議会への報告及び諮問

本行動計画の事業・施策について、定期的に又は適宜野田市人権施策推進協議会に報告し意見を求めます。

本行動計画は、計画期間の終了、又は必要に応じて見直すこととし、見直しに当たっては「野田市人権施策推進協議会」に諮問することとします。